

会議記録（1）

会議名称	平成29年度 第3回北本市国民健康保険運営協議会		
開会及び 開会日時	平成29年10月20日（金） 午後1時30分から午後2時40分		
開催場所	北本市役所会議室3-F		
議長氏名	会長 関口 明		
出席 委員(者) 氏名	柿崎 広、前野 善彦、田村 恵司、金田 栄三、福山 史江、 若山 銀一郎、山田 憲次、成井 正光、佐藤 道子、 関口 明、岡田 泰子、今井 定好、青木 理		
欠席 委員(者) 氏名	鈴木 義信、川端 宏治		
説明者の 職員氏名	保険年金課長 中野 了一 保険年金課主幹 横森 正昭		
事務局 職員氏名	健康推進部長 古川 由夏 保険年金課長 中野 了一 保険年金課副課長 鈴木 直美 保険年金課主幹 横森 正昭 保険年金課主査 費田 久美子		
会議次第	1 開会 2 諮問 3 挨拶 4 議事録署名委員の選出 5 議事 (1) 国保事業費納付金及び標準保険税率の第3回試算結果について (2) 平成30年度の国民健康保険制度改革に向けた北本市国民健康保険税の改正について ア 国民健康保険税の算定方式について イ 国民健康保険税の税率・税額について (3) その他 6 閉会		
配付資料	会議次第 資料1 国保制度改革に伴う平成30年度国民健康保険税の方針（案）について 資料2 国保事業費納付金・標準保険税率の試算結果【3回目】 資料3-1 国保制度改革による保険税の影響について① 【4方式のまま変更なしの場合】県試算3回目ベース 資料3-2 国保制度改革による保険税の影響について② 【2方式に変更した場合】県試算3回目ベース		

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承された。</p> <p>また、北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承された。</p> <p>【傍聴人3名入室、資料を配布】</p>
事務局	<p>1 開会</p> <p>本日の会議は、委員15名中、出席者13名、欠席者2名です。北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数の委員のご出席をいただいておりまので本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。</p>
事務局	<p>2 諒問</p> <p>古川健康推進部長</p>
事務局	<p>3 挨拶</p> <p>会長 関口 明 氏（一略）</p>
事務局	<p>4 議事録署名委員の選出</p> <p>署名委員 山田 憲次 氏 成井 正光 氏</p>
事務局	<p>5 議事</p> <p>それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条の規定により、議長を関口会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。</p> <p>始めに、（1）国保事業費納付金及び国民健康保険税率の第3回試算結果について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>一資料2、3-1、3-2を示して説明一（一略）</p>
議長	<p>ただいまの説明について質問はございますか。</p>
委員	<p>県は2方式を標準とすると示していますが、北本市の方式について今後の見込みや方針について教えていただきたい。</p>
事務局	<p>モデルケースの計算結果から、2方式にした場合の税額の増減幅が、46.3～241.9%と大きく、税額が半分以下に減る世帯がある一方で2倍以上に増える世帯もあることから、30年度の制度改革においては方式変更について検討を行なったところではありますが、税額への影響が大きいこともあります。方式の変更は行なわないと考えています。</p>
委員	<p>今回、算定方式が決まった後、次回の改定はいつ頃あるのか。</p>

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
事務局	県における仮算定の結果が11月末に提示される予定ですので、その結果によりまして、委員の皆様にご審議いただく予定です。
委員	4月に決定をするのですか。
事務局	<p>新税率で計算するのは平成30年度の4月からとなります。</p> <p>今後、税率税額を決めていかなければなりませんが、法定外の繰入金についてもどれだけ入れられるか財政担当と打ち合わせをしながら検討の必要があると考えています。</p> <p>12月の議会に向けて準備をしているところですが、大きな改正であり、また、皆様に税負担の増加をお願いする改正になりますので慎重に進めていきたいと考えています。12月議会では、日程的に厳しい部分もあると考えているところで、変更がある場合は、皆様にお知らせして継続的にご審議いただければと考えています。</p>
委員	<p>試算によると2方式に変わった場合、税率の引上げにより税額が上がることに加え、2方式に変わることで更に税額が上がる人もおり、市民が納得しないと思います。私も市民の一人ですが、私の考えとしては市民が納得するように4方式のままにするよう、お願いをしたい。</p>
事務局	<p>確かに委員の懸念されているとおり、2方式とした場合、負担構成の変化が存在します。</p> <p>県の運営方針では、2方式を標準としつつも4方式を認めないものではないということになっています。本市においても、制度開設以来、適切な課税方式として4方式を採用してきた歴史があります。</p> <p>仮に新しい制度を作るということであれば、後期高齢者医療制度や介護保険と同様に2方式を採用するということも考えられる、むしろその方が自然であると考えられます。しかし、国保においては長い歴史の中、4方式でやってきた事実がありますのでその点は無視できないと考えております。詳しいことについては、この後の議題で申し上げさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>他に質問はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、(2)平成30年度の国民健康保険制度改革に向けた北本市国民健康保険税の改正について事務局より説明願います。</p> <p>ア 国民健康保険税の算定方式について 一配布資料1を示して説明一 (一略一)</p>
議長	ただいまの説明について質問はございますか。
委員	固定資産のあるなしで税額に違いが生じるというのが4方式の現状です。固定資産は財産ですが、すぐにお金に換えられるというものではなく、実際にはどの世帯においても収入において税金を支払っているというのが現状であると思います。固定資産があるかないかで税額が変わってくるというのは、収入に占める税金の割合が固定資産を持つか持たないかによって変わってくるということになります。収入が同じであれば、税額につい

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>ては固定資産に基づかず、収入に基づいて課税される方が平等であると私は思います。</p> <p>資産割についての問題点については認識しているところです。また、将来的な方向性も2方式であろうと認識しているところです。</p> <p>先ほどの説明や資料のモデルケースのとおり2方式にした場合は税額の変動幅が大きいということ、これまで正しい算定方式として認められている4方式で算定してきましたので、このタイミングで改正をするということは避けるべきであるという判断をしたところでございます。</p> <p>将来的に2方式への変更にあたりましては、徐々に資産割の税率を下げ、均等割の税額を上げて、急激な負担の変更にならないよう丁寧にやっていく必要があると考えているところです。</p> <p>言えることは、この制度改革に伴い、負担をしていただく割合についてはこれまでと同様の賦課方式として、その上げ幅はなるべく一定で公平に負担していただくという考え方から賦課方式は変更しないという選択をしたところです。</p>
委員	税の問題は個々の感情が入るため、事務局において公平的な観点からお願いしたいと思っています。
委員	4方式も2方式も平均的な税額変化の率はあまり変わらないということですか。
事務局	<p>資料3の表紙に記載された平均値はあくまでもモデルケースを20パターンほど計算した中での平均値を記載いたしました。平均値の左側に記載されているのが税額変動率の幅ということになります。</p> <p>ご指摘のとおり、平均値では2%程度の違いでしかないということが言えると思います。</p>
議長	他に質問はないようですので、次にイ 国民健康保険税の税率・税額について事務局から説明をお願いします。
事務局	一説明一 (一略一)
委員	今後、どのようになるのかがわからないので、今までの赤字分など今後どう変更して解消していくのかなど、資料等で具体的な説明をお願いします。
事務局	<p>制度改革にあたり税の統一化を行う県もあるようですが、埼玉県においては当分の間は統一保険税を採用しないということで、各自治体で税条例に基づいて税率税額を設定することになっています。</p> <p>今後、県は医療給付にかかるものは全額市町村に交付、その代わりに県は市町村から国保事業費納付金を納付してもらう。その金額は毎年変わるものです。</p> <p>資料2の3回目の試算結果においては、19億円の事業納付金を納めるという結果になっています。これを前提にしますと、納付金の19億円に</p>

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
	<p>加えて北本市独自で行っている保健事業費の5千万円、合わせて19億5千万円を集めなければ、県に納付金を納められない、保健事業ができないということになります。</p> <p>県では、この金額を集めるための参考となる税率税額を示さなければならないことになっており、それを標準保険税率といいますが、これを参考に各市町村で税率税額を定めることとなります。</p> <p>税率税額を設定するにあたっては、法定外の繰入金についても切り離せない話で、これまで繰り入れていたものをいきなり0にするということは難しいであろうと考えているところです。</p> <p>法定外の繰入金については、急激な税負担の増加を回避するための原資とする予定で、あとは示された標準保険税率税額をどこまで緩和して設定できるかをこれから考えることになります。</p> <p>各市町村の考え方としては、現行の税率からいくら上げていくのかという考え方と、本市で提案しています標準保険税率からどれくらい下げられるかという2つの考え方があるかと思います。</p> <p>本市においてはあくまでも県から示された標準保険税率を基に実際どこまで追いつけるかという方向性で税率税額を検討していきたいと考えています。</p>
委 員	<p>今日の議事からすると実際、北本市がどのようにやっていくのかというのがメインの話ではないのかと思いますが、まったくその数字が出ていません。今後の方針や法定外の繰入をどうするかという具体的な話が聞きたかったですし、今日決めるべきであったのではないかと思います。</p>
事務局	<p>皆様に税率税額についてご理解いただくということを考え、2段階で皆様にお示しをして答申をいただければということを考えています。</p> <p>本日、第1段階として算定方式について答申をいただき、考え方として標準保険税率を参考にすることについて皆様のご理解ご了承を得られれば、これを基に税率税額の具体的な検討に入り、改めてこの後の運営協議会で具体的な数字をお示しいたしまして審議いただきたいと考えております。</p> <p>大きな改正でございますので、今回は骨子の部分を定めて、また改めて税率税額の具体的な部分はご意見いただきたいと思います。</p>
委 員	<p>数字だけをみてもわからない場合がありますので、事務局からどちらが良いということを教えていただくことで考え方方が決まってくると思います。</p>
事務局	<p>資料1の方針案につきましては、市としての意思決定をしてからこの協議会にお諮りするという順序になりますので、過日、行政経営会議においてこの方針案について議決いただいたところです。</p> <p>市といたしましては4方式のままということと、標準保険税率を参考にするという点について方針の決定をしているところでございます。</p> <p>どちらが良いかということについては、方式は4方式で進めていきたいという考え方であるということです。これを基に皆様にご審議いただければと思います。</p>

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
委員	資産割がある人との差がかなりあると思うのですが、例えば資産割と所得割の割合を変更するということはあるのですか。
事務局	標準保険税率を参考に税率税額を決定していくというなかで、割合についても、標準保険税率からかけ離れないようにし、全く違う割合に変更するということは今のところ考えていません。
委員	2方式と4方式のバランスを取っていくには、その辺の割合が関係してくるかと思いますがどうなのですか。
事務局	4方式から2方式への変更というのは、資産割と平等割で集めている税金を所得割、均等割に割り振っていくという考え方になります。 当然、割り振ることによって所得割、均等割の金額がだいぶ変わってきます。必要な税額は変わりませんのでそれをどこに求めていくのかということですので、資産割を今後なくしていくことであれば資産割を下げて、その分は応能割と応益割のバランスを考えて所得割と均等割に割り振っていくことになると思います。
議長	他に質問はございますか。 ないようですので、本日の議題について、原案のとおり異議のない旨答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	「はい」と言う声あり。
議長	では、異議のない旨答申します。 それでは、以上で予定されたすべての議事が終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	ありがとうございました。
事務局	6 その他 第4回は、11月の第2週目から3週目初めに開催予定です。
事務局	7 閉会 閉会のあいさつを副会長からお願ひいたします。
副会長	(一略一)
事務局	以上をもちまして、平成29年度第3回北本市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
	議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。
	平成29年11月20日
会長	関口明
署名委員	山田亮之
署名委員	成井正光